

1990年世界農林業センサスの

概要

1 調査の目的

1990年世界農林業センサスは、我が国農林業の生産構造、農林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林行政諸施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整理するとともに、「経済統計に関する国際条約」（昭和27年条約第19号）に基づき国際連合食糧農業機関（FAO）が提唱する「1990年世界農業センサス計画」に参加し、農林業の国際比較に必要な統計を整備することを

目的として実施したものである。

2 根拠法規

統計法(昭和22年法律第18号)、統計法施行令(昭和24年政令第130号)及び農林業センサス規則(昭和44年農林省令代39号)に基づいて行った。

3 調査の体系

調査体系は、次のとおりである。

なお、調査の企画・設計はすべて農林水産省統計情報部で行った。

4 対象対象地域の範囲

調査対象の範囲は、全国とした。

調査の名称		調査対象	調査系統	調査期日	調査方法	
農業部門	農事調査 業体調査	農家調査	農家の全数調査	農林水産省 - 都道府県 - 市区町村 - 指導員 - 調査員	平成2年2月1日 (沖縄県にあっては平成元年12月1日)	調査員が調査客体に面接して聞き取り調査を行う。 (1部項目については自計申告調査の方法による。)
		農家以外の農業事業体調査	協業経営、会社等の全数調査	農林水産省 - 都道府県 - 市区町村 - 指導員	同上	指導員が調査客体に面接して聞き取り調査を行う。
	農業サービス事業体調査	農業サービス事業体の全数調査	農林水産省 - 地方農政局 - 統計情報事務所 - 出張所	同上	出張所職員が調査客体に面接して聞き取り調査を行う。	
	農業集落調査	農業集落の全数調査	同上	同上	出張所職員が農業集落の精通者に面接して聞き取り調査を行う。	
林業部門	林事調査 業体調査	林家調査	林家の全数調査	農林水産省 - 都道府県 - 市区町村 - 指導員 - 調査員	同上	調査員が調査客体に面接して聞き取り調査を行う。
		林家以外の林業事業体調査	会社等の全数調査	同上	同上	調査員又は指導員が調査客体に面接して聞き取り調査を行う。 国等については自計申告調査の方法による。
	林業地域調査	旧市区町村の全数調査	農林水産省 - 地方農政局 - 統計情報事務所 - 出張所	平成2年8月1日	出張所職員が林業精通者に面接して聞き取り調査を行うとともに資料の収集を行う。	

用語の説明

【林業地域調査】

1 土地・世帯・人口

総土地面積

総土地面積は原則として国土地理院『昭和63年全国都道府県市区町村別面積調べ』による総土地面積によった。旧市区町村別の総土地面積は、この市町村別総土地面積を基準として、地域の認定に基づく旧市区町村の区域に配分した。

総世帯数，総人口

総世帯数，総人口は平成2年国勢調査の概数によった。

耕地面積

耕地面積については、『平成元年市町村別耕地面積統計』によった。

2 林野面積

現状森林面積に森林以外の草生地（野草地）面積を加えたものをいう。

国有林

林野庁所管国有林及び林野庁以外の官庁が所官するものをいう。

林野庁

林野庁所管の国有林野（分収林と分収林以外）及び官行造林地をいう。

分収林

国有林野法（昭和26年法律第246号）に基づく分収造林（従来「部分林」と称していたもので国有林野について契約により、国以外の者が造林し、その収益を国及び造林者が分収する森林）と分収有林（国有林野の成育途上の若齢人工林について国以外の者が育林費の一部を負担し、その収益を国及び当該負担者が分収する森林）をいう。

官行造林地

公有林野等官行造林法（大正9年法律第7号）に基づき、国が公有地又は私有地に造林をした分収林であり、林野庁が管理を行っている森林をいう。

林野庁以外の官庁

林野庁以外の省庁（大蔵省，文部省，防衛庁等）及び森林開発公団を除く特殊法人（JR各社，住宅都市整備公団等）の所官するものをいう。

民有

森林開発公団，都道府県及び個人等国以外が所官するものをいう。

森林開発公団

森林開発公団（森林開発公団法（昭和31年法律第85号）により設立された特殊法人）が所官しているものをいう。

なお，森林開発公団は国の特殊法人であるが，森林計画において
民有林に含めてあるのでこの調査では民有として扱った。

公 有

都道府県，森林整備法人（林業・造林公社），市区町村及び財産区
が所管しているものをいう。

都 道 府 県

都道府県が所管しているものをいう。林務主管課（部）所管森林
のほか，水道局，教育委員会や開発企業局等の所管するものをい
い，都道府県行造林地，都道府県立高校の学校林も含めた。

森 林 整 備 法 人
（ 林 業 ・ 造 林 公 社 ）

森林整備法人（林業・造林公社）が所管しているものをいう。

市 区 町 村

市区町村が所管しているものをいう。地方自治体（昭和22年法律
第67号）による地方公共団体の組合及び市区町村が造林主体になっ
ている分収林も含めた。

財 産 区

地方自治法第294条に規定する財産区が所管しているものをいう。

私 有

個人，会社，社寺，共同（共有），各種団体・組合などの所管して
いるものをいう。

3 現 況 森 林 面 積

森 林

森林とは木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にあ
る立木竹並びに木竹の集団的な生育に供される土地をいい，保安林
や保安施設地区等の森林の施業に制限が加えられているものは森林
に含めるが，国有林野のうち除地とされている岩石地，崩壊地，林
道敷等は含まない。

現 況 森 林 面 積

平成2年8月1日現在で，民有林の地域森林計画及び林野庁所管
国有林の地域施業計画樹立時の森林面積を基準とし，計画樹立以後
の森林面積の移動面積を加減し，更に，森林計画に含まれていない
森林面積を加えた面積をいう。

4 森 林 以 外 の 草 生 地

森林以外の土地で，現状が草生地（野草地）であるものをいう。
この場合の草生地（野草地）には，永年牧草地，退化牧草地，耕作
放棄した土地で野生化した土地を含めたが河川敷，道路敷，ゴルフ
場等は草生していても除いた。

なお，林野庁所管分は，除地のうち牧草地，放牧採草地，草生地
を計上した。

5 除 地

林野庁所管の国有林野のうち，施設施業計画の対象となっている

土地では林野以外の土地をいい、附帯地、貸地、雑地に細分される。附帯地は、苗畑敷・採穂園敷・採種園敷・建物敷・貯木場敷・防火線敷・区画線敷・林道敷・歩道敷・スキ場敷・野営場敷・牧草地、貸地は、植樹用地・農耕用地・鉱業用地・建物敷・道路敷・水路敷・電線敷・放牧採草地、雑地は、官地民木林・廃棄見込地・所管換見込地・所属替見込地・耕地・庇蔭地・崩壊地・岩石地・荒廃地・草生地・湿地・高山帯・煙害裸地・鉱泉湧出地・池沼・水路敷・沢敷をいう。

林野面積から除いた
国有林野除地

除地のうち森林以外の草生地に計上した牧草地・放牧採草地及び草生地を除いたもの。

6 採草放牧に利用されている面積

河川敷等で採草放牧に利用されている面積

林野面積に計上された土地以外の土地のうち、例えば過去に耕地又は牧草地で会ったが、現在耕作放棄地とした土地で採草放牧に供されている土地、河川敷・耕地に含まれていないけい畔、ていとう（堤塘）等で、採草放牧に利用されている土地の面積をいう。

7 分収林（分収造林・分収育林）面積

分収造林

土地所有者が土地を提供し、土地所有者以外の者が造林をし、あるいは造林の費用を負担してそこから得られる林産物の収穫を互いに協力した分収歩合で配分する契約の森林をいう。地方によっては、「植分け山」「部分け山」などともいう。

分収育林

なお、国有林野については従来部分林と称していたものである。成育途上の若齢人工林を対象にその森林の育林費負担者を募り、伐採時にその収益を分配する契約の森林をいう。

8 在村者・不在村者別私有林面積

在村者とは、森林保有者が森林の所在する市区町村の区域に居住しているか又は事業所を置いている場合をいい、不在村者とは在村者以外のものをいう。

9 林種別森林面積 森林計画面積

森林法に基づく森林計画制度に基づき計画した民有林の地域森林計画及び国有林（林野庁所管）の地域施業計画の計画樹立時の森林面積をいう。

樹林地	森林のうち，樹冠の投影面積割合が30%以上（林野庁所管林は20%以上）を占めているところをいい，竹林，伐採跡地，未立木地は含まない。
人工林	植林したり，種をまいたりして，人工的に更新をした山林をいう。
天然林	人工林以外の森林（天然下種更新，ぼう芽更新等の天然更新により成立した森林）をいう。
竹林	ここでいう竹林とは，竹材の生産を主目的とする森林としての竹林のことであり，肥培管理をして，たけのこ生産を主目的とする竹林は耕地であるから除いた。また，ささ類（根まがり竹も含む。）も，竹林から除いた。
伐採跡地	人工林，天然林の樹木を伐採して，まだ木を植えていない土地をいう。
未立木地	森林計画に含まれる土地のうち，樹冠の投影面積割合が30%未満（林野庁所管林は20%未満）の土地で伐採跡地以外のものをいう。
10 人工林・天然林の年齢別樹林地面積	森林計画における年齢別の樹林地面積を固有，民有及び人工林，天然林別に計上した。なお，国有のうち「その他官庁」が所管する森林面積は除いた。
11 造林面積・伐採面積等	
造林面積	立木地以外へ植林などをした面積をいう。
皆伐面積	林木を一時に全部又は大部分を伐採した面積をいう。
間伐面積	林分がうつ閉してから主伐までの期間に，林冠のうつ閉を適当に調整し，生産の目的に合うように立木の密度を調整するために行う伐採をいう。 ただし，除伐は間伐としない。
12 森林蓄積量	森林計画対象の森林における立木の材積量をいう。
13 森林の転用用途別面積	森林法第10条の2の規定に基づき昭和55年4月1日から平成2年3月31日までの間に都道府県知事が開発行為の許可をした森林面積及び許可制の適用のない開発行為（国又は地方公共団体が行う場合）については都道府県知事に連絡調整された森林の面積をいう。
工事・事業場用地	主として，工場用地又は事業場用地として森林を転用したものをいう。

住宅用地・別荘地	住宅用地又は別荘地として森林を転用したものをいう。
ゴルフ場・レジャー施設等	ゴルフ場・レジャー施設（スケート場，スキー場，遊園地等）等にする目的で森林を転用したものをいう。
農用地	耕地，採草，放牧等の目的で森林を転用したものをいう。
公共用地	学校，博物館用地，公園，運動場，道路の新設，ダム建設などのために森林を転用したものをいう。
その他	上記以外のもの（例えば，土石の採掘，鉄道，軌道，索道の新設又は改築などのために森林を転用したものをいう）をいう。

14 造林及び素材生産業者数

造林業者数	過去1年間に，造林の請負いを業として行ったもの又は組織をいう。
素材生産業者数	過去1年間に50m ³ 以上の素材生産を行った業者でその市区町村に住んでいるもの，又は事務所の所在するものの数をいう。ただし，素材生産のすべてを自家山林から行った場合は，保有山林が10ha以上ある者に限定した。
森林組合	森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された森林組合をいう。 複数の市区町村にまたがって森林組合がある場合，その所在する市区町村に計上し，また，森林組合の出先が設置されている場合は，その出先を森林組合として扱った。
各種団体・組合	森林組合以外の組合で，法人格を有している団体，組合はすべてここに含めた。
会社	株式会社，合資会社，合名会社，有限会社及び相互会社をいう。 また，調査対象市区町村に会社の支社，出張所，支店等があつて，造林及び素材生産を行っている場合は，それらを会社として取り扱った。 なお，会社のうち，本社機能を有しているもの（支社等を持たないものを含む。）については，内数として表示した。
その他	森林組合，各種団体・組合及び会社以外のものをいう。例えば，個人又は法人格を有しない任意の団体で，代表者等を定めて，造林の請負い等をするグループ請負体，集落請負体，愛林組合，山林労働組合などをいう。

15 他人の山林（私有林） を管理している者	他人の山林（私有地）を長期にわたって口頭又は文書による契約により、林業生産のために必要な一連の保育作業（下刈り，除伐，枝打ち，つる切り，間伐等）及び山林の見廻り等の管理を行っている者をいう。
山守・山番	したがって，下刈りのみを行う等の部分的な受託・請負いの場合や事務の代行のみの場合は除いた。 個人が職業として山林を管理し，通常山守・山番という名で呼ばれているものをいい，地方によっては「やまさき」（東北地方），「せんだう」（九州地方）等と呼ばれている。
団体等	会社・任意団体等のほか，愛林組合，林業研究グル－プ等の団体をいう。
その他	上記以外のもので，主に個人をいう。
16 主な雇われ先別林業 専業労働者数	過去1年間に150日以上林業の作業に雇われて従事した者を主な雇われ先別に計上した。また，数か所に雇われた場合，従事日数の最も多い雇われ先に計上した。
17 しいたけ用ほだ木原木 の生産及び消費量	平成元年（1月1日～12月31日）に市区町村内で生産したしいたけ用ほだ木原木の生産量を計上した。
原木生産量	平成元年（1月1日～12月31日）に市区町村内で消費されたしいたけ用ほだ木原木の消費量を計上した。
原木消費量	
16 林業用機械台数	林内の運材専用利用されている作業車をいう。
林内作業車	山土場までの集運材作業に利用されている集材機の本体及び架線集材装置一式をいう。
集材機	山土場の素材の積み下ろしに利用している積込機をいう。
土場積込機	自動的に木をらせん状に登り，チェーンソ－により枝を払う機械をいう。なお，手持式枝打機及び油圧式枝打機は除いた。
動力枝打機	
19 林道	林道規定による全幅員3m以上の道路であって，このうち全幅員5m以上を1級，4m以上5m未満を2級，3m以上4m未満を3級に区分した。
自動車道	

軽 車 道

林道規定による全幅員1.8m以上3.0m未満のもので軽自動車の通行できるものをいう。なお、牛馬道及び木馬道を含む。

20 森林の公益的利用面積

保 安 林

保安林とは、森林の公益的機能を行行使する目的で、国が特定の制限（伐採等）を課した森林のことをいう。

保安林は森林法に基づく指定の目的により17種類に分類されている。

砂 防 指 定 地

砂防法に基づき建設大臣が砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として指定した土地に含まれている森林面積をいう。

自 然 公 園

自然公園法に基づき認定された国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園に含まれている森林面積をいう。

鳥 獣 保 護 区

鳥獣保護及び狩猟に関する法律に基づき設定されている区域に含まれている森林面積をいう。

自然環境保全地域

自然環境保全法に基づき認定されている原生自然環境保全区域及び自然環境保全地域に含まれている森林面積をいう。

レクリエーション

森 林

国有林については国有林野事業の「レクリエーションの森」として認定されている森林面積（付帯施設敷は除く。）を表し、これには、自然休養林のほか、自然観察教育林、野外スポーツ林及び風景林がある。

民有林については、国有林野事業の「レクリエーションの森」に準ずるものであって、都道府県、市区町村等の公共団体が管理運営しているレクリエーション森林の面積（付帯施設敷は除く。）をいい、具体的には県民の森、市民の森、森林公園等をいう。

21 森林を文化・教育活動 に利用している施設

体 験 実 習 林

過去1年間に植林、下刈り等林業生産活動等の体験学習を行うことを目的として提供された森林をいい、林業体験林、林業学習林等をいう。

なお、大学、高等学校等の学校林においては、広く一般に提供されている場合のみ計上した。

森林	林	林業関係のための研究施設，森林に関する資料の展示等を行う施設，都市と山村との交流のための林業体験を行う施設，宿泊施設等をいう。なお，市街地に所在する常設の施設も含めた。
林業研修資料館		
森林スポーツ施設		森林でスポーツを行うことを目的としたスポーツ施設であり山林の地形や樹木の存在をいかし，森林と施設が一体的なものとして利用されている施設をいい，キャンプ場，スキ－場，フィールドアスレチック及びオリエンテーリングのほか，フィールドアーチェリー，乗馬コース，サイクリングロード，ピクニック広場も含めた。
遊歩道	道	レクリエーション森林内に設置されている歩道のうち，専ら森林浴，自然観察等を主目的とした，自然観察路，自然研究路，野鳥観察路等をいい，登山道及びハイキングコースは除いた。

【 林業事業体調査 】

〔 林業地域調査との用語の重複分については，前掲林業地域調査の用語の説明を参照されたい。 〕

22 保有山林規模別林家数及び保有山林面積

林家	家	世帯である林業事業体をいい，農家林家及び非農家林家をいう。
農家林家	家	世帯である林業事業体のうち，農家である世帯をいい，平成2年2月1日現在（沖縄県にあっては，平成元年12月1日現在）の保有山林面積が10a以上の林家をいう。
非農家林家	家	世帯である林家事業体のうち，農家以外の世帯をいい，平成2年2月1日現在（沖縄県にあっては，平成元年12月1日現在）で保有山林の各筆の面積のいずれかが10a以上の林家をいう。
保有山林	林	世帯が単独で経営できる山林のことをいう。すなわち，所有山林から貸付林と他に分収させている山林を除いたものに，借入林と分収している山林（割りかえされる割地を含む。）を加えたものをいう。

23 林産物販売林家数

林産物販売	売	保有山林から生産された林産物（用材，ほだ木用原木，林家特産物をいい，買山からの素材，栽培きのこ類，林業用苗木などは除く。）について過去1年間に販売（自家消費に向けたものを含む。）したものをいう。
-------	---	---

保有山林から生産された林産物であれば，以前に採取したものを，この1年間に売っても販売とした。

他人から買った立木を販売したものや他人の山から原木を買って生産した木炭，まき，木材チップなどの販売，その年に生産したが，時期をみて売るつもりで，まだ持っている林産物は販売に含めない。

用材 樹種を問わず製材用丸太，パルプ用材，合板用材，土木用材，農用材等に使われる材をいう。立木のままで販売したものと，素材で販売したものに区別した。

ほだ木用原木 保有山林からの素材を，しいたけ，なめこなどのほだ木用の原木として販売したものをいう。

林野特産物 保有山林から採取し販売した薪炭原木，竹材，樹実，樹皮，葉，樹根，たけのこ，きのこ（天然生）などをいう。なお，わらび，ぜんまいなどの山菜類については保有山林以外から採取したものも含めた。

24 林家の主業主業

世帯の生計の主なよりどころになっている仕事のことをいい，二つ以上の異なった仕事がある場合は，所得の最も多いものを主業とした。

恒常的勤務 一定の勤め先に恒常的に勤務したものをいう。ただし，雇用契約上，あらかじめ短期の雇用期間が明示されていたり，継続して雇うという契約がない場合はここに含めず，日雇・臨時雇とした。

また，市区町村の議員，農協等の経常的収入のある場合は含めたが，経済的収入のない名誉職，非常勤役員などは除いた。

出かせぎ 自宅以外の場所に寝泊りし，臨時的に雇われて働いたものをいう。この場合，期間は原則的には30日以上1年未満とした。

(1) 通算して一年以上にわたってよそに寝泊りし，臨時的な仕事に従事する人でも農繁期とか，その他一定の時期に家に帰り，農業に従事して家事を処理した場合は，ここに含めた。

(2) 遠洋漁業に1航海の契約で臨時的に雇われた人は出かせぎとするが，その漁業会社に恒常的に雇われている人は，「恒常的勤務」とした。

日雇・臨時雇	<p>(3) 行商などの自営業のためによそに寝泊りして働いた人は含めない。</p> <p>継続的に雇うという契約がなく、日雇・臨時雇として雇われたものをいう。</p> <p>(1) 一定の事業所に長時間就業していても、短期間の雇用契約で雇われた場合もここに含めた。</p> <p>(2) 時間単位で雇用されるパートタイム等もここに含めた。</p> <p>(3) 小遣い稼ぎ程度の学生アルバイトや、例えば集落の道ぶしんを共同であるために出役した場合などは除いた。</p>	
自営の林業	<p>自分が経営している山林か、他人の山から立木を買ったかを問わず、その世帯が収入を得る目的で計画的に営む育林、伐出、製薪炭、林野特産物の採取等を行ったものをいう。</p> <p>(1) 狩猟も便宜上ここに含めた。ただし、自給を主目的とするまき、しばの採取、副業程度の山菜の採取、趣味として行う狩猟は除いた。</p> <p>(2) 過去5年間の林業収入の年平均が10万円以上あれば含めた。</p>	
25 山林の管理を他人に任せている林家	<p>保有山林のうち、林業生産のために必要な一連の保育作業（下刈り、伐採、枝打ち、つる切り、間伐等）及び山林の見廻り等について、長期にわたって口頭又は文書による契約により、他人に管理をまかせている林家を計上した。</p> <p>したがって部分的な委託・請負わせによる作業や事務の代行のみ場合は除いた。</p>	
26 林業従事世帯員数	<p>過去1年間に自分の家の林業やよそに雇われて林業の作業に従事した世帯員の数进行。農家林家の場合は山林を保有しない農家であっても林業に従事した世帯員があればここに含めたが、非農家林家は1ha以上の山林を保有する林家の世帯員で林業に従事した人を計上した。</p>	
27 保有山林の作業別林家数	植林作業	<p>山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地へ苗木を植えたり、種子をまいたり、さし木したりする作業をいうが、植林のための地ごしらえ、苗木運搬など一連の作業もすべて含めた。</p>

下 刈 り な ど	林木の健全な育成のために行う下刈り作業と除伐，つる切り，枝打ち，雪起こしなど間伐以外の保育作業をいう。
間 伐	除伐後に行う作業で森林を健全に成長させるため，劣勢木，不用木を抜き切りすることをいう。
主 伐	一定の林齢に育成した林木を，用材等で販売するために行う除伐・間伐以外の伐採をいい，立木のまま販売したものは含まない。
28 林家以外の林業事業体	平成2年2月1日現在（沖縄県にあっては，平成元年12月1日現在）で，保有山林の各筆の面積のいずれかが10a以上ある会社，社寺，共同，各種団体・組合，財産区，慣行共有，市区町村，地方公共団体の組合，都道府県，国及び特殊法人をいう。
会 社	会社が単独で山林をもっている場合で，株式会社，合資会社，合名会社，有限会社及び相互会社をいう。
社 寺	社寺として山林をもっているものをいう。住職，神官などの個人のもの除いた。
共同（共有）	二人以上の個人，会社，その他のものが山林を共同保有しているものをいう。
各種団体・組合	森林組合，農協，林産組合，造林組合，生産組合などの組合のほか，講，青年団，消防団，婦人会，営林会，財団法人などのように，何人かが集まった集団の目的のために山林をもっている団体をいう。なお，私立学校が山林を持っている場合及び沖縄県における「共同店」についてはここに含めた。 共同との違いは，共同は，山林の収穫を共同の何人かで分配する目的で山林をもっているもので，団体は，その団体の目的のために山林をもっているものをいう。
財 産 区	市区町村の一部又は2～3か町村の一部が財産としてもっている山林をいう。
慣 行 共 有	林家以外の林業事業体のうち，社寺，共同，団体，「ムラ」，財産区（個人会社の名義の場合もある。）について次の3条件に一つでも該当するものをいう。 (1)山林からの収入や林産物を，「ムラ」の費用や公共の事業に使うことがある。 (2)その山林は，昔からのしきたりでもっている，又は利用してい

地方公共団体の組合

るあるいは利用させている。

(3) 山林の権利者になる資格に、特定の「ムラ」に住んでいるものに限るという制限がある。

地方自治法による地方公共団体の組合をいう。普通「町村組合」ともいわれ、市区町村の事務、例えば村有林についての事務を二つ以上の市区町村が組合を作って運営しているものをいう。

林業調査関連報告書の刊行一覧

1990年世界農林業センサス	都道府県別統計書 -林業編-(全47集)
1990年世界農林業センサス	林業事業体調査報
1990年世界農林業センサス	林業地域調査報告
1990年世界農林業センサス	林業総合統計報告

利 用 上 の 注 意

1 属人統計と属地統計について

本書には、林業事業体調査（属人統計）と林業地域調査（属地統計）の結果を調査別に掲載したが、同一事項、類似事項において属人統計と属地統計間の統計値の不一致が生じている。

属地統計は主として総量統計として、属人統計は主として構造統計としての利用目的で設計し調査したものである。この点、統計利用に当たっては留意されたい。

2 林家計の算出について

林業事業体調査では、林家農家はすべての調査項目を調査しているのに対し、非農家林家及び林家以外の林業事業体については、1 ha未満の事業体は保有山林面積のみを、1 ha以上の事業体はすべての調査項目をそれぞれ調査している。

このため、保有山林面積以外の項目の林家計の表示については1 ha以上の林家とし、非農家林家に農家林家の1 ha以上のものを加えて算出した。

3 農業事業体の定義変更について

これまでのセンサスにおける農業事業体の定義（経営耕地面積基準）は東日本10a以上、西日本5a以上と定めてきたが、1990年世界農林業センサスにおいてはこれを全国統一して10a以上と定めた。

このため、西日本の農家林家、非農家林家の概念は、1980年世界農林業センサス以前のそれと異なっているので承知おき願いたい。

なお、今次センサスの農業事業体の定義（経営耕地面積基準）を昭和55年に適用した場合に、林家農家から非農家林家に移動する林家数を巻末に表示したので参考にされたい。

4 統計数値について

- (1) 本統計書の数値は確定値であり、「1990年世界農林業センサス結果概要」に掲載した概数値とは若干異なる場合がある。
- (2) 面積は単位未満を四捨五入したので、計とその加算値は必ずしも一致しない。
- (3) 総土地面積の数値は各市区町村に含まれない河川・湖沼・所属未定地がある場合等は各市区町村計と県計は一致しない。
- (4) 本統計書では、林家以外の林業事業体調査結果には「都道府県」，「国及び特殊法人」は含んでいない。
- (5) 本統計書で用いた記号は次のとおりである。
「0」単位に満たないもの
「-」事実のないもの
「…」事実不詳，調査を欠くもの又は秘密保護上統計数値を公表しないもの